

第8章 保存管理

8-1 保存管理の方向性

1. 両史跡を後世に確実に継承するために、両史跡を構成する本質的要素を明らかにし、日常的維持管理の徹底等によってこれらを適切に保存管理する。
2. 両史跡と一連の遺構や関連する遺構が所在し、また、その広がりが推定される史跡隣接地区については、調査研究を計画的に実施し、その成果をもとに保存範囲を明確にし、史跡指定や公有化を図るなど、適切な保護措置を講じていく。
3. 史跡の本質的価値を明らかにするための発掘調査や各種調査研究を計画的に実施する。
特別史跡斎尾廃寺跡については、これまで本格的な発掘調査が実施されていない。そのため、活用整備の必要性に応じて、主要堂塔の規模・構造や遺構面の深さ等の基本的情報を得るための調査を計画的に実施する。
史跡大高野官衙遺跡については、遺構の配置や変遷、遺構面のレベル等が十分明らかにはなっていない。そこで、遺構表示や遺構面の保護等、史跡の活用整備に必要な情報を得るための調査を必要に応じて実施する。
4. 両史跡は遺跡の性格や役割の面で密接な関係をもち、立地上でも一連のあり方を示しているため、両者を一体的に捉えた保存管理の方法を示す。
5. 史跡の保存活用に大きく影響する史跡隣接地区や史跡周辺地域について、望ましい景観保全等の方向性を示す。

8-2 保存管理の対象範囲と地区区分

本保存活用計画においては、1-3において述べたように、両史跡及び史跡隣接地区を対象範囲としている。また、両史跡の価値を高め、より有効に活用するためには、それらの対象範囲以外の史跡周辺地域、八橋郡地域、伯耆国地域に所在する各種の歴史文化遺産や文化施設等との連携や、史跡周辺の良好な農地景観の保全等も望まれることから、それらも視野に入れて保存活用計画を策定する。

ここでは、本計画の対象範囲としている史跡及び史跡隣接地区の適切な保存管理を進めるため、土地利用状況やこれまでの調査成果、開発行為に関わる規制のあり方などの現状を踏まえ、また、活用・整備や史跡指定等の可能性等の観点を加味して、各地区を細分し、それぞれの保存・管理や活用・整備、景観保全等についての方向性を示すものとする。

8-2-1 史跡指定地の地区区分

特別史跡齋尾廃寺跡と史跡大高野官衙遺跡の両史跡指定地全体をⅠ地区とし、地区の性格、遺構の分布状況、土地利用の状況等により、以下のように2つの地区に区分する（図8-1参照）。

① ⅠA地区

特別史跡齋尾廃寺跡指定地である。齋尾廃寺跡の指定地は伽藍地の一部のみであり範囲も限られているため、一つの地区として扱う。

金堂・塔・講堂の遺構が確認されている。金堂・塔の基壇は地上に土壇として遺存しており、その上面に礎石が残存している。講堂は礎石や基壇周りの縁石状の石列が遺存している。このほか、中門基壇と推定されている土壇のわずかな高まりが残る。

当地区は斜めに走る町道によって2つに分断された形となっている。指定地は全て公有地（国有地・町有地）であり、史跡標識や史跡説明板等の管理施設を設置し、張芝等により広場として整備し公開している。

② ⅠB地区

史跡大高野官衙遺跡指定地である。八橋郡衙の正倉院を主体とする官衙遺構が分布する。これまでの発掘調査により、溝で方形に区画された敷地内から、「倉」にあたる多数の総柱建物や「屋」とみられる側柱建物が検出されており、方形区画の東辺入口の東方でも官舎とみられる側柱建物が確認されている。

遺構の大半は埋め戻して保存してあるが、指定地西部では倉庫群の礎石の一部を露出して展示している。

正倉院成立より前や後の時代の遺構として、方形区画の南側に古墳1基、方形区画中央部を貫く形で江戸時代の八橋往来の道路遺構がある。また、かつて当地区西側谷部に架かっていたという八橋往来の石橋が指定地の北端部に移設されている。

指定地は全て公有化されている。西寄りの一部は礎石の露出展示を伴う芝生広場として整備し、史跡説明板を設置している。

その他は、芝生地や草地、樹林地、八橋往来を踏襲する道路、旧農道になっている。これらは現在のところ特に利用されていない。

8-2-2 史跡隣接地区の地区区分

史跡隣接地区については、これまでの発掘調査で齋尾廃寺や八橋郡衙関連の遺構分布が確認された地区、その広がりや想定される範囲、すでに遺構が消滅している場所、その他の関連遺跡の所在地、地形・土地利用・土地区画などの状況を踏まえて、次の5つの地区に区分する（図8-1参照）。

① Ⅱ地区

このⅡ地区は、指定地を除く齋尾廃寺跡（ⅡA地区）、下齋尾官衙遺跡（ⅡB地区）からなる。史跡と同等の価値を有することが判明している地区、及びその可能性が高い地区である。いずれも周知の埋蔵文化財包蔵地の下齋尾1号遺跡北区に含まれている。

Ⅱ A地区は、斎尾廃寺の伽藍地の一部及び付属院地の範囲であり、8-7-2に示すように、寺院地外周区画溝の外側約5mまでの範囲も含める。これまでの調査で、伽藍地を囲むとみられる二重の溝（内郭溝）や寺院地外周区画溝などの遺構が確認され、瓦類や墨書土器等の遺物が多数出土している。ほとんどが農地（芝畑）で、中央には北西から南東方向に町道が通るほか、一部に町有地・国有地がある。範囲確認調査等で検出された遺構は埋め戻し保存されている。

Ⅱ B地区は、下斉尾官衙遺跡の想定範囲である。その北東部の面的調査で官衙とみられる掘立柱建物やそれを囲繞・区画する溝などの遺構が確認され、その西方のトレンチでも北辺溝の延長部分が検出されている。この面的調査地は町有地となっており、公園（広場）として利用されている。この地区は、公有地を除くと、芝畑等の農地や古くからの集落の住宅地となっており、東西方向に町道が通る。検出された遺構は埋め戻し保存されている。

② Ⅲ地区

この地区は、下斉尾1号遺跡北区のうち、指定地（Ⅰ A地区）や前掲のⅡ地区及び北端部の遺構消滅地（Ⅴ地区）を除いた範囲（Ⅲ A地区）と、伊勢野遺跡（Ⅲ B地区）からなる。官衙関連遺構または寺院関連遺構、豪族居宅などの遺構の存在が推定される地区である。いずれも周知の埋蔵文化財包蔵地である。

Ⅲ A地区は、これまでほとんど調査がなされていないが、官衙関連遺構や斎尾廃寺の寺辺地に関わる遺構の存在が推定される地区である。寺院地（Ⅱ A地区）北東側のトレンチ調査では「厨」墨書土器が出土している。斎尾廃寺寺院地の周縁部には小規模古墳も分布する。大半が芝畑等の農地で、中央に町道が北西から南東方向に延びる。

③ Ⅳ地区

Ⅱ・Ⅲ地区以外の周知の埋蔵文化財包蔵地である。弥生時代から古墳時代にかけての集落や、古墳群が所在したり、八橋往来の道路遺構が見つかったりしている地区を含んでいる。台地上に位置し、ほとんどが農地で、一部に町道や宅地がみられる。大高野官衙遺跡の北東側には、大高野官衙遺跡の活用のために町が取得した町有地がある。

④ Ⅴ地区

これまでの記録保存調査により遺構の多くが消滅している範囲である。大高野遺跡南部（大高野官衙遺跡の南側）の一部、水溜り・駕籠据場遺跡の東部、下斉尾1号遺跡A地区の大半など、圃場整備や宅地開発等で遺構面が削平されている範囲である。宅地や業務施設用地、農地などとして利用されている。

⑤ Ⅵ地区

史跡隣接地区のうちⅠ～Ⅴ地区を除く地区である。遺跡の分布は確認されていないが、今後隣接する遺跡の発掘調査等により周知の埋蔵文化財包蔵地となる可能性もある。地形的には台地を帯状に分断する谷部にあたる地である。大半が水田等に利用されている。斎尾廃寺跡の西側には伊勢崎地区のコミュニティ施設「白鳳館」・水辺公園が整備されている。「白鳳館」には斎尾廃寺跡出土の遺物展示コーナーもある。

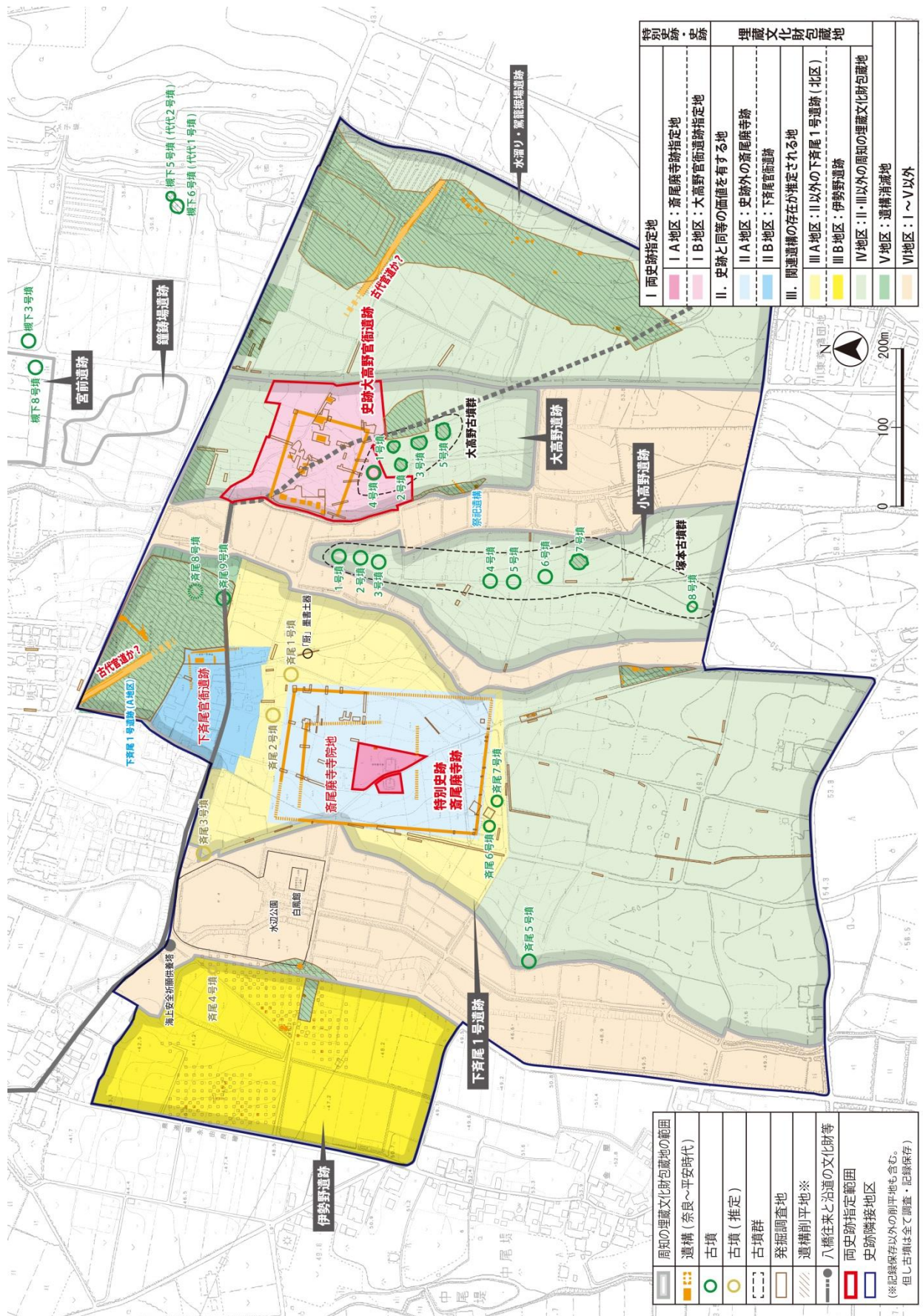


図 8-1 両史跡及び史跡隣接地区の地区区分

8-3 各地区の構成要素

8-3-1 両史跡の構成要素

ここではこれまでに判明している両史跡を構成する要素を掲げる。第6章で両史跡の主要な価値と副次的な価値についてとりまとめた。両史跡を構成する要素とは、先にあげた両史跡の主要な価値を構成する諸要素、副次的な価値を構成する諸要素と、その他の諸要素からなる。

表 8-1 両史跡を構成する諸要素

地区	主要な価値を構成する諸要素	副次的な価値を構成する諸要素	その他の諸要素
I A 地区： 特別史跡齋 尾廃寺跡	<ul style="list-style-type: none"> ○寺院に関わる遺構(金堂、塔、講堂等) ○寺院に関わる遺物(瓦類、塑像・埴仏等) ○段丘台地の地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な景観(周囲への眺望、両史跡の相互の視点場・視対象) ○文化財保護に関わる歴史的工物(昭和15年設置の史跡標識・名称石碑等) ○上齊尾の地名(以下各地区の地名は図5-14参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ○保存活用関連施設(史跡説明板・境界標・囲柵) ○広場(張芝)
I B 地区： 史跡大高野 官衙遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ○郡衙に関わる遺構(礎石建物群、掘立柱建物群、溝等)や空地 ○郡衙に関わる遺物(炭化穀類、須恵器・土師器、墨書土器等) ○段丘台地の地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な景観(周囲への眺望、両史跡の相互の視点場・視対象) ○正倉院成立前・廃絶後の遺構・遺物(大高野4号墳、竪穴建物、八橋往来の道路遺構、八橋往来石橋の石材(移設物)等) ○駕籠据場の地名 	<ul style="list-style-type: none"> ○保存活用関連施設(史跡説明板、八橋往来等の説明板) ○広場(張芝) ○道路(土道) ○埋設物(配水管) ○建築物(小屋) ○木竹(タケ類、クリ等落葉広葉樹、タブノキ等常緑広葉樹、サクラ等)

8-3-2 史跡隣接地区の構成要素

史跡隣接地区を構成する要素は、史跡指定地の区分と同様に、両史跡に関連する主要な価値を構成する諸要素、副次的な価値を構成する諸要素、その他の諸要素からなる。

表 8-2 史跡隣接地区を構成する諸要素

地区	主要な価値を構成する諸要素	副次的な価値を構成する諸要素	その他の諸要素
II A 地区： 指定地を除く齋 尾廃寺 寺院地	<ul style="list-style-type: none"> ○寺院に関わる遺構(建物、溝・土塁等の区画施設、通路等) ○寺院に関わる遺物(「八寺」等墨書土器、その他須恵器・土師器、瓦類等) ○段丘台地の地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○良好な景観(周囲への眺望、両史跡の相互の視点場・視対象) ○寺院成立前の遺構・遺物(竪穴建物等) ○境標石碑 ○上齊尾の地名 	<ul style="list-style-type: none"> ○保存活用関連施設(特別史跡記名兼誘導看板、史跡入口広場(駐車スペース、木竹)) ○墓地(墓石等) ○農地(芝畑・普通畑) ○水路 ○道路
II B 地区： 下齊尾官衙 遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ○官衙に関わる遺構(掘立柱建物、区画溝等) ○官衙に関わる遺物(須恵 	<ul style="list-style-type: none"> ○官衙成立前・廃絶後の遺構・遺物(竪穴建物、江戸時代八橋往来等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○広場(張芝・木竹等) ○建築物(住宅・農業用倉庫等)

	<ul style="list-style-type: none"> 器・土師器、墨書土器等) ○段丘台地の地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○上斉尾、下斉尾の地名 	<ul style="list-style-type: none"> ○工作物（塀・柵・擁壁・電柱電線等） ○農地（芝畑・普通畑・果樹園） ○道路 ○水路 ○木竹 ○埋設物（宅地内配管類）
ⅢA地区：官衙関連及び斎尾廃寺寺辺地関連地	<ul style="list-style-type: none"> ○官衙・寺院に関わる遺構・遺物（掘立柱穴、「厨」墨書土器、須恵器・土師器等） ○段丘台地の地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○官衙・寺院成立前・廃絶後の遺構・遺物（弥生時代の建物、斉尾6号墳等古墳、江戸時代八橋往来等） ○下斉尾の地名 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物（農業用倉庫等） ○工作物（塀等） ○農地（芝畑・普通畑・果樹園） ○木竹 ○道路及び関連施設（ガードレール等） ○水路 ○送電線鉄塔・送電線 ○埋設物（農業用配水管）
ⅢB地区：伊勢野遺跡	<ul style="list-style-type: none"> ○古代の遺構・遺物（大型掘立柱建物、竪穴建物、須恵器・土師器等） ○段丘台地の地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○古代より前の時代の遺構・遺物（弥生時代・古墳時代の竪穴建物、斉尾4号墳） ○伊勢野、上伊勢野開の地名 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物（牛舎等農業用倉庫等） ○工作物（電柱電線等） ○送電線鉄塔・送電線 ○農地（芝畑・普通畑・水田） ○木竹 ○道路及び関連施設（ガードレール等） ○水路 ○埋設物（農業用配水管・倉庫関係配管類）
Ⅳ地区：Ⅱ・Ⅲ地区以外の埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none"> ○古代の遺構・遺物（竪穴建物、道路等） ○段丘台地の地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○古代より前または後の時代の遺構・遺物（弥生時代・古墳時代の竪穴建物、小高野1号墳等の古墳、江戸時代の八橋往来等） ○下斉尾、駕籠据場の地名 	<ul style="list-style-type: none"> ○公開活用施設用地（史跡隣接公有地） ○建築物（住宅・農業用倉庫等） ○工作物（電柱電線・ビニールハウス等） ○農地（芝畑・普通畑・果樹園） ○道路及び関連施設（標識等） ○水路 ○送電線鉄塔・送電線 ○埋設物（農業用配水管・宅地内配管類）
Ⅴ地区：遺構消滅地	<ul style="list-style-type: none"> ○段丘台地の地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○駕籠据場の地名 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物（住宅・業務用・牛舎等農業用倉庫等） ○工作物（電柱電線・ビニールハウス等） ○農地（芝畑・普通畑） ○木竹

			<ul style="list-style-type: none"> ○資材置場等 ○道路及び関連施設（擁壁等） ○埋設物（農業用配水管・宅地内配管類）
VI地区：その他	○谷部の地形	○古代より後の時代の遺構（江戸時代の八橋往来及び沿道の文化財）	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物（白鳳館・農業用倉庫・住宅等） ○公園及び両史跡関連施設用地（駐車場（白鳳館）、広場等） ○工作物（柵・擁壁・電柱電線等） ○農地（水田・芝畑・普通畑・果樹園） ○木竹 ○道路及び関連施設（ガードレール等） ○水路・ため池 ○埋設物（農業用配水管・宅地内配管類）

8-3-3 史跡周辺地域・八橋郡地域・伯耆国地域の構成要素

周辺地域は、史跡周辺地域、八橋郡地域（史跡周辺地域を除く）、伯耆国地域に区分される。史跡周辺地域の構成要素については、両史跡と深く関わる主要な価値を構成する諸要素、斎尾廃寺や八橋郡衙の存続時期に先後する時代の歴史文化遺産等に代表される副次的な価値を構成する諸要素、その他の要素からなり、その他の要素には、史跡の保存活用にとって連携することが有益な各種の行催事等（史跡及び史跡隣接地区で行われる行催事も含む）も掲げた。これらの行催事については、両史跡の活用面（第9章）でとりあげる。八橋郡地域や伯耆国地域については、両史跡と関連する主要な同時代の遺跡等を主要な価値を構成する要素として掲げた。

表 8-3 周辺地域を構成する諸要素

地域	主要な価値を構成する諸要素	副次的な価値を構成する諸要素	その他の諸要素
史跡周辺地域	○「伊勢」関連地名（上伊勢、下伊勢、伊勢野、上斎尾、下斎尾等）	<ul style="list-style-type: none"> ○斎尾廃寺・八橋郡衙の存続時期より後の時代の歴史文化遺産（方見神社と文化財、槻下神社と文化財、槻下豪族館跡、八橋往来及び沿道の茶屋跡・千人宿供養塔・旧一里塚跡等） ○時代不詳の遺構（加勢蛇川西側等の条里地割） 	<ul style="list-style-type: none"> ○白鳳の郷地域活性化協議会活動関連の行催事（「夏の集い交流会」、「収穫祭」、「グラウンドゴルフ大会」、休耕田等を利用したもち米・ソバ栽培等） ○生活・生産関連諸施設 ○自然的要素（河川・丘陵等）
八橋郡地域（史跡周辺地域を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ○両史跡と同時代の遺跡（大法古瓦出土地、八幡遺跡等） ○八橋野牧比定地と「八橋 	<ul style="list-style-type: none"> ○斎尾廃寺・八橋郡衙の存続時期より前・後の時代の歴史文化遺産（八橋狐塚古墳等の古墳、転法輪寺、八橋 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・生産関連諸施設 ○自然的要素（河川・丘陵等）

	野」の小字名 ○山陰道清水駅比定地（旧八橋町清水）	城、八橋往来及び八橋宿・赤碕等の町並み等	
伯耆国地域	○古代寺院・官衙遺跡（史跡伯耆国府跡、史跡伯耆国分寺跡、史跡大御堂廃寺跡、四王寺跡、上淀廃寺跡等）	○斎尾廃寺・八橋郡衙の存続時期より前・後の歴史文化遺産（八橋往来及び沿道の町並み（倉吉市）等）	○生活・生産関連諸施設 ○自然的要素（河川・丘陵等）

8-4 両史跡の保存管理の方法

8-4-1 IA地区の保存管理の方法

① 保存管理の方針

特別史跡指定地であり、金堂・塔・講堂といった主要伽藍の遺構が残り、基壇や礎石等が地上や地中に遺存している。これらの遺構及び遺構面を確実に保存し、史跡の調査研究・保存活用以外の現状変更等は認めないものとする。

現状では保存すべき遺構等の詳細が明かでないため、必要性に応じて、基壇の規模・構造等の情報を得るための発掘調査を計画的に実施し、調査成果を反映した、遺構や遺構面の保存方法、遺構の表示や地上遺構の取り扱い等の整備方法について検討する。

また、斎尾廃寺跡の調査報告書が作成されていないため、今後実施する発掘調査の成果をはじめ、これまでの調査や各所に分散管理されている出土遺物の所在・内容等の調査成果をも含めた総括報告書を作成・公開し、遺跡情報の周知を図る。

② 要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
寺院に関わる遺構・遺物	遺構・遺構面の確実な保存策を取り、徹底した日常的管理により、良好な保存状況を維持し、後世に伝える。 礎石が露出しており、遺構や遺構面が浅い位置にあるとみられることから、確認調査により遺構面までの表土層の厚さを確認し、必要に応じて遺構・遺構面の確実な保護に必要な盛り土整地を行う。また、雨水等による浸食等が生じないような方策についても留意する。 出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
遺構と一体となった土地（地形等）	原則として現状を維持する。雨水等による浸食等が生じないような方策についても留意する。
副次的価値を構成する諸要素	
文化財保護に関わる史跡標識等歴史的工物	70年以上にわたって遺跡の所在や遺構の内容を明示した施設として、適切な保存活用を図る。ただし、史跡標識は特別史跡指定以前の「史跡」と表記されたものであり、名称石碑の基礎は遺構面に及んでいる可能性もあることから、整備に際しては標柱の明示内容の検討や、名称石碑の再設置等も含めて取り扱いを検討する。
景観	眺望に優れた良好な景観の維持に努め、整備等に際しては本遺跡と対

	峙する大高野官衙遺跡への視認性を確保するなど、両史跡の一体としての価値を維持する。
その他の諸要素	
保存活用関連施設	道路際等で一部の境界標が埋もれているとみられるため、それらを検出するなどして史跡境界を明瞭にする。 芝生広場は遺構等の整備までの間は、定期的な芝刈り等を行い現状を維持する。 史跡説明板は当面は現状のままとし、整備に際してはその内容や設置場所等について検討する。

8-4-2 IB地区の保存管理の方法

① 保存管理の方針

八橋郡の正倉院を主体とする官衙遺構が残存し、正倉院の構造や変遷等を知るうえで貴重な遺構であることから、これら遺構群を確実に保存するとともに、その構造や変遷等の特徴を理解しやすい整備・活用を進める地区とする。正倉院で詳細が不明な箇所等については、計画的に発掘調査等を実施し、その調査成果に基づいた保存管理、整備活用を行う。遺構面の状況によっては盛り土による基盤整備も検討する。

大高野官衙遺跡は広大な面積を有しており、指定地の範囲や史跡の所在を明確にし、土地管理を徹底するために、境界標や標識等の保存施設を設置する。指定地内は、当面は草刈り等によって現状を維持する。史跡の東側は車道に面しているため、車の進入を防ぐなどの管理を徹底する。廃棄物等の投棄や野焼き等の行為を未然に防止するために、注意喚起や見廻り等を日常的に行うとともに、史跡保護意識の醸成等により良好な遺跡の景観を維持する。

なお、当史跡においては、原則として史跡の調査研究・保存活用以外の現状変更等は認めないものとするが、周辺の営農活動に利用されている既設の配水管については、関連する営農地業者と協議のうえ、遺構に影響の無い範囲で改修または迂回等の措置を認める場合もある。

② 要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
郡衙に関わる遺構・遺物	これまでの調査等で確認された遺構及び遺構面をはじめ、地中に遺存している遺構・遺構面の確実な保存を徹底する。日常的管理により、良好な保存状況を維持する。 礎石が露出している箇所もあることから、確認調査により遺構面までの表土層の厚さを確認し、遺構・遺構面を確実に保護するため、必要に応じて盛り土などの基盤整備を行う。また、雨水等による遺構面の浸食等が生じないような方策についても留意する。 露出展示している礎石については、風化や被熱痕の状況の定期的観察を継続し、必要に応じて盛り土して養生することも含めた風化進行防止対策等を検討する。

	出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
遺構と一体となった土地（地形等）	遺構及び遺構面に悪影響を及ぼすおそれのある場所を除き、整備に着手するまでは、定期的な草刈り等を行い、原則として現状を維持する。雨水等による地表面の浸食等が生じないような方策についても留意する。
副次的価値を構成する諸要素	
その他の時代の遺構・遺物	旧状を留める古墳については、八橋郡衙成立との関連を明かにするためにも、遺構に影響を与えるおそれのある墳丘上の樹木の適切な処理等を行い、適切な保存と顕在化を図る。 八橋往来は、古代官道を現代に引き継ぐ歴史的ネットワーク道としての活用が期待されている道であり、史跡内に残る八橋往来は、そのネットワークの一拠点として位置づけられる。そのため、正倉等の遺構表示を優先するなど、官衙遺跡としての整備を阻害しないよう調整しながら、官衙と交通路との関係の把握や歴史的重層性を感じさせる相乗効果も図れるような路線明示などの方法を検討する。また、指定地内に移設されている石橋の取り扱いもあわせて検討する。 出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
景観	眺望に優れた良好な景観の維持に努め、整備等に際しては本遺跡と対峙する斎尾廃寺跡への視認性を確保するなど、両史跡の一体としての価値を維持する。
その他の諸要素	
保存活用関連施設	境界標や標識等の保存施設を設置する。 史跡説明板は適切に保存管理し、破損等に際しては補修や更新を図る。また、最新の調査研究成果が得られた場合は、適宜掲載内容の更新を図る。 八橋往来等の説明板は、当面は適切に保存管理し、史跡整備を行う際には、デザイン・内容等・設置場所等を含め、取り扱いを検討する。 芝生広場は、遺構等の整備までの間は、定期的な芝刈り等によって現状を維持する。
道路等構造物・工作物等	老朽化した倉庫など、景観を阻害する要素については、遺構や遺構面に影響を及ぼさない形で撤去する。 八橋往来を除く既存道路は、当面は現状維持とするが、活用・整備にあわせて移設・廃道等も検討する。
埋設物	道路下に埋設されている農業用配水管は、周辺の営農活用に利用されているため、当面は現状を維持する。補修等が必要となる場合は、遺構や遺構面に影響を及ぼさない範囲で行う。活用・整備に際しては移設や撤去を検討する。
木竹	史跡指定地の南西部を占める樹林地は、間引き伐採等によって、見通しに優れた四季を彩る落葉広葉樹等の疎林等を形成する整備を行う。遺構の確認や保存、遺構表示等の必要性に応じて、面的伐採や遺構に影響を及ぼさない形での伐根も適宜行う。

8-5 両史跡の現状変更等の取扱方針及び取扱基準

8-5-1 現状変更等の取扱方針

① 現状変更等の取り扱い

「文化財保護法」（以下「法」という）第125条の規定に基づき、史跡指定地においては、現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、これらを「現状変更等」という）については、文化庁長官の許可を得る必要がある。「現状を変更」する行為とは、史跡の現状に物理的変更を加える行為をいい、「保存に影響を及ぼす行為」とは、現状に物理的な変更を及ぼすものでないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為をいう。

なお、現状変更等のうちで軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条の規定に基づき、鳥取県教育委員会がその事務を行う。

② 現状変更等の取り扱いの基本方針

両史跡に関わる現状変更等については、史跡の保存活用に関連する行為以外の現状変更等は、原則として認めないものとする。ただし、公益上必要な行為については、史跡の保存に悪影響のないものに限り、現状変更等の許可申請の対象とする。

現状変更等にあたっては、史跡の本質的価値及び副次的価値の保存に影響を及ぼさないこと、史跡景観に調和したものとする。

③ 現状変更等の許可申請の範囲

両史跡における現状変更等の許可申請の対象となる具体的な行為は、以下のものとする。

ア. 整備や各種学術調査のために必要な発掘調査等の行為

整備や学術調査のための発掘調査を実施する場合は、遺構・遺構面の保存を前提として必要最小限の範囲に留めるものとする。

<具体的行為例>

- 遺構の内容や保存状況、遺構面のレベル等の把握のための発掘調査等

イ. 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為

史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為で、整備については本計画書で示した整備の方向性・方法に沿ったものとし、施設の設置に際しては、必要最小限の規模で、史跡景観に調和したものとする。

<具体的行為例>

- 史跡を構成する主要な諸要素、副次的な価値を構成する諸要素の復旧（保存環境の改善や修復等）
- 史跡の活用のための遺構表示・復元等展示
- 史跡の保存管理及び整備活用上必要な施設（保存施設・便益施設・解説施設・広場・園路・管理施設・防災施設等）の整備・改修・撤去
- 史跡の保存管理及び整備活用上必要な木竹等の伐採・植栽・移植等
- 史跡景観を阻害する諸要素の移転、撤去等

ウ. 道路の改修・付け替え等に係わる行為

<具体的行為例>

○既存の史跡内道路の改修・移設・撤去等

エ. 地下埋設物の設置・改修・撤去等

<具体的行為例>

○既存の埋設配水管の改修・移設・撤去等

オ. 土地の形状の変更

<具体的行為例>

○土地の掘削・切り土、盛り土等による地形の改変等

カ. 木竹の伐採・植栽・移植

<具体的行為例>

○史跡の保存管理及び整備活用上必要な木竹等の伐採・植栽・移植等

キ. 保存に影響を及ぼす行為

保存に影響を及ぼす行為（上記①参照）については、事前に琴浦町教育委員会とその内容について協議した上で、許可対象物件か否かを判断する。

<具体的行為例>

○地下遺構の直上や地上遺構の隣接地における重量物の積載・通行や振動を与える行為等

ク. 行事等に伴う簡易な仮設工作物の設置

<具体的行為例>

○イベント等に際してのテント・のぼり・舞台等の設置

8-5-2 現状変更等の基本的な取扱基準

① 現状変更等を認めない行為

- 1) 史跡の滅失、き損または衰亡させるおそれがある行為等、史跡の保存に影響を及ぼし、史跡の本質的価値を損なう行為は、原則として、変更を認めない。
- 2) 史跡の地形及び景観を改変する行為は、軽微なもの、史跡の保存活用に資するもの、及び災害の復旧等の目的以外のものは、原則として認めない。

② 現状変更等の許可不要行為

法第125条の現状変更等の規定にはただし書きがあり、「維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は許可不要とされている。以下、両史跡における許可不要行為をあげる。

1) 維持の措置

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第4条（以下、「規則第4条」という）に維持の措置の範囲として以下の1～3号が定められている。両史跡における、本質的価値を構成する諸要素に対する維持の措置とは、それぞれ以下のようなものがある。なお、これらは管理者が日常的・定期的な管理行為の中で行うものも含む。

表 8-4 許可不要行為の例

規則第4条 1～3号	両史跡での例
1 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡等の現状に復するとき。	○降雨や降雪・凍結等で小規模な土砂の流出や凹凸が発生した地表面の埋め戻し・地ならし等による原状復旧 ○雨水の集中等によって路面の流失やこれに伴う水みち等が発生し、史跡外の低地へ大量の雨水や土砂等が流出するのを防ぐための土のう等の設置
2 史跡等がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき。	○樹木の病害虫による罹災箇所の病巣部等を含めた周辺部の切除
3 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。	

2) 非常災害のために必要な応急措置

○地震・風水害・火災等の災害時に史跡の管理者が行う、き損等の未然防止や拡大防止のための応急的な措置。火災発生時の消火活動に関連する行為

表 8-5 応急措置の例

主たる諸要素	遺構のき損等の防止のための措置	○土のう等による土砂流出・流入防止策
	遺構と一体となった土地の崩壊、流出等防止のための措置	○土のう、土留め柵、人止め柵等の設置
その他の諸要素	災害後の、罹災した工作物等の措置	○崩壊工作物・土砂・倒壊樹木等の除去

3) 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

<史跡の管理者等が行う維持管理行為>

- 史跡の本質的価値を構成する諸要素や文化財管理・公開用施設の清掃、除草、史跡の見回り等の土地に係わる維持管理行為
- 史跡整備地の樹木の枯枝・枯死木・危険木の除去、樹木の剪定等（ただし伐根を伴わないもの）

③ 現状変更等許可の申請を要する行為のうち鳥取県教育委員会が行う事務

法125条による現状変更等の許可申請が必要な行為のうち以下の軽微なものについては、法施行令第5条第4項に基づき、文化庁長官の権限に属する事務は鳥取県教育委員会が行う。

ア. 小規模建築物の新築、増築又は改築

- 階数二以下で、かつ地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積120㎡以下のもので、2年以内の期間を限って設置されるもの。増築又は改築にあたっては、増築又は改築後の建築面積が120㎡以下
- 新築等に伴う土地の掘削、切り土、盛り土等、土地の形状の変更が必要最小限度のやむを得ない規模に限る。

<両史跡での具体例>

整備工事等に際しての、プレハブ倉庫・事務所等簡易な建築物の設置

イ. 工作物の設置又は改修

○改修は、設置の日から50年を経過していない工作物に限る。

○工作物には既設の道路に設置される電柱・道路標識・ガードレールを含む。

＜両史跡での具体例＞

イベント等に伴う仮設のテントなどの簡易な工作物の設置。ただし、地下遺構が想定される箇所では掘削を伴わない置き式等とする。

ウ. 道路の舗装もしくは修繕

○それぞれ土地の掘削、盛り土、切り土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。

＜両史跡での具体例＞

既存道路の舗装・修繕は従前と同様の仕様の土舗装を原則とする。ただし、整備計画に基づき幅員や法線の変更、付け替え、舗装材の変更を行うものは、対象外とする。

エ. 史跡の管理に必要な施設の設置又は改修

○法第115条第1項に規定する標識・説明板・境界標・囲い等の設置又は改修

＜両史跡での具体例＞

禁止行為注意標、管理上立入制限等の囲柵の設置、既存の説明板の改修。ただし、地下遺構が想定される箇所では掘削を伴わない置き式か十分な保護層を設けるとともに、景観に影響を与えない仕様・設置場所とする。斎尾廃寺跡の遺構上にある名称石碑の移設等は本事務の対象外とする。

オ. 建築物等の除却

○建築または設置の日から50年を経過していない建築物等の除却。除却に伴う土地の掘削、切り土、盛り土等土地の形状の変更が必要最小限度のやむを得ない規模に限る。

＜両史跡での具体例＞

史跡指定以前から置かれている倉庫の撤去

カ. 電柱・電線・ガス管・水管・下水道管その他これらに類する工作物の改修等

○「その他これらに類する工作物」には、側溝や集水枡等を含む。

○改修に伴う土地の掘削・切り土・盛り土等土地の形状の変更は、従前の掘削範囲内に収まるものとする。

＜両史跡での具体例＞

大高野官衙遺跡の道路下に埋設されている既存の配水管の改修等

キ. 木竹の伐採

○上記【②現状変更等の許可不要行為】に該当しない木竹の伐採。ただし、面的・大規模な伐採は除く。

＜両史跡での具体例＞

遺構の保護や史跡の管理活用等のための行為の一環として行う自生木の伐採。上記ア～カの行為に際して木竹の伐採を伴うもの

④ 地区別の現状変更等取扱基準

地区別の現状変更等の取扱基準を以下のように定めるものとする（次頁表参照）。

表 8-6 両史跡の現状変更等取扱基準

現状変更等取り扱いの基本方針		両史跡に関わる現状変更等については、史跡の保存活用に関連する行為以外の現状変更等は、原則として認めないものとする。ただし、公益上必要な行為については、史跡の保存に影響のないものに限り、現状変更等の許可申請の対象とする。 現状変更等に当たっては、史跡の本質的価値及び副次的価値の保存に悪影響を及ぼさないこと、史跡景観に調和したものとする。		
許可申請先	現状変更等の内容	具体例	地区名	
			I A 地区:特別史跡齋尾麁寺跡	I B 地区:史跡大高野官衙遺跡
文化庁	ア. 整備や各種学術調査のために必要な発掘調査等	遺構面のレベルや遺構の保存状況等の把握のための発掘調査	史跡の整備活用のために必要な行為で、以下の条件を満たすものは認める。 ○調査の目的を明確にした上で、遺構の保存を前提として必要箇所に留めるもの。整備検討委員会等の指導または了承を得たもの	
	イ. 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為	○史跡を構成する主要な諸要素、副次的な価値を構成する諸要素の復旧（保存環境の改善や修復等） ○史跡の活用のための遺構表示・復元等展示 ○史跡の保存管理及び整備活用上必要な施設（保存施設・便益施設・解説施設・広場・園路・管理施設・防災施設等）の整備・改修・撤去 ○史跡景観を阻害する諸要素の移転・撤去等	規模・行為が必要最低限のもので、必要不可欠のものに限り認める。	規模・行為が必要最低限のもので、必要不可欠のものに限り認める。
	ウ. 道路の改修・付け替え等に係わる行為	既存の史跡内道路の改修・移設・撤去等	—	イに伴う移設以外は認めない。修繕はケの範囲で認める。
	エ. 土地の形状の変更	土地の掘削・切り土・盛り土等による地形の改変等	ア・イに伴うもの以外は認めない。	ア～ウに伴うもの以外は認めない。
	オ. 木竹の伐採・植栽・移植	植栽、植栽木・自生木の移植等。伐採は除根を伴うもの	イに伴うもの以外は認めない。	イに伴うもの以外は認めない。抜根や既存木の史跡内への移植は必要不可欠のものに限り認め、遺構への影響がない方法をとるものとする。
	カ. 史跡に影響を及ぼす行為	地下遺構の直上や地上遺構の隣接地における重量物の積載・通行や振動を与える行為等	案件ごとに事前に琴浦町と協議する。	
鳥取県教育委員会	キ. 2年以内の期間を限って設置する小規模建築物の新築・改築・増築	工事等に際しての、プレハブ倉庫・事務所等簡易な建築物の設置	公益上必要なもの以外は認めない。	
	ク. 50年を経過していない工作物の設置・改修	イベント等に際してのテント・のぼり・舞台等の設置	公益上、保存活用上必要なものは認める。ただし、地下遺構が想定される箇所では掘削を伴わない置き式とする。	
	ケ. 道路の舗装もしくは修繕	既存道路（土道）の舗装（未舗装の道路の舗装）・修繕（道路の破損・劣化箇所の部分的修復）で掘削等土地の形状の変更を伴わないもの	—	公益上必要なもの以外は認めない。
	コ. 史跡の管理に必要な施設の設置又は改修	標識・説明板・標柱・注意札・境界標・囲柵等で法115条に規定する基準に合致するもの	地下遺構に影響がないもののみ認める。	地下遺構に影響がないもののみ認める。
	サ. 50年を経過していない建築物等の除却	倉庫等小規模建築物、工作物の除却	—	史跡の保存活用上必要なものは認める。
	シ. 既設の電線・ガス管・水道・下水道管等の地下埋設物の改修等	道路下に埋設されている既存の配水管の補修等	—	移設、撤去または従前と同規模・同仕様の改修以外は認めない。
	ス. 木竹の伐採など	遺構の保護等のために、計画的に管理行為の一環として行う自生木の伐採。上記ア～カの行為に際して木竹の伐採を伴うもの	公益上必要なもの以外は認めない。	公益上必要なもの以外は認めない。

8-6 史跡隣接地区の保存管理の方法

史跡と深い関連のある遺跡が分布する史跡隣接地区は、史跡の価値を維持し高めるとともに、史跡をとりまく良好な景観形成の土台となる地区である。また、史跡や関連資源等を活用するための整備や公開活用の舞台ともなるなど、多様な役割をもつ地区である。こうした史跡隣接地区について、その特質を活かした形で、各地区を構成する諸要素の適切な保存管理を行う必要がある。以下、史跡隣接地区について、各地区の保存管理の方針と要素ごとの保存管理の考え方を示す。

8-6-1 II A地区の保存管理の方法

① 保存管理の方針

特別史跡斎尾廃寺跡の指定地を取り囲む伽藍地の一部及び付属院地を含み込む範囲である。特別史跡指定地と同等の価値を有する地であり、指定地に準じた地区として取り扱う。発掘調査等各種調査を計画的に実施し、史跡として保護すべき範囲の確定に努め、早期に追加指定に取り組む。追加指定に至るまでの間においては、この地区が斎尾廃寺の寺院地にあたる重要な地区であること、早期の追加指定候補地であることを所有者に周知し、同意に向けての条件整備を行う。追加指定後は全域の公有化を目指す。状況により、盛り土等による遺構の保護を前提に営農を継続する方策についても検討する。

当面は遺構の現状保存に努める。遺構や遺構面の保存に影響を及ぼすおそれのある開発行為等が計画された場合には、現状保存に向けた協議を行うなど、史跡に準じた周知の埋蔵文化財包蔵地として適切に対応する。特に当地区は芝畑が大半であり、芝の収穫のたびに少しずつ表面が剥ぎ取られ、遺構・遺構面への影響が懸念されることから、緊急な保護措置が必要である。そのため、まず遺構面の高さの確認調査を実施するとともに、追加指定の候補地であり、将来的な公有地化も目指している地区であることを周知し、遺構の保存に支障の無い範囲での栽培にとどめるよう、耕作者の理解と協力を求めていく。

この地区内にみられる道路等の工作物については、所有者・関係機関等の理解と協力を得て地区外への移設等を図る。

追加指定後は、指定地と一体的な保存活用を図る。

② 要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
寺院に関わる遺構・遺物	地上や地中に遺存している遺構・遺構面の保存に努める。 追加指定・公有化までの間は、所有者の理解と協力を得て、たとえば地上据え置き式の標柱等によって寺院地四隅を明示するなど、寺院地の保存のための暫定的な措置をとる。 出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
遺構と一体となった土地 (地形等)	追加指定を目指す地区として位置づけ、土地の形質の変更等を行わないよう協力を求める。 地権者の協力を得て、雨水による浸食等を防止する措置を講じる。

	地権者の協力を得て追加指定した後は、原則公有化を目指す。
副次的価値を構成する諸要素	
文化財保護に関わる四至境標	昭和38年(1963)に設置された四至境標は、史跡外に広がる寺院地の範囲を明示しようとしたもので、かつての文化財保護のあり方を示す歴史的記念物としての価値を有することから、今後の保存活用・整備と調整のとれた適切な保存方法を検討する。また、その設置に向けて働きかけた地元住民の動きや寄付行為等の経緯の掘り起こしも行い、そうした文化財保護意識の継承も図る。
景観	当面は現在の広がりのある、眺望に優れた良好な景観の維持に努める。追加指定後は公有化とあわせた芝畑景観の維持の方法も検討する。その一環として、景観法等関連法令による規制を実効性のあるものにするとともに、有効な条例等の制定も図る。
寺院成立前の時代の遺構・遺物	原則として現状保存に努める。出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
その他の諸要素	
保存活用関連施設	近年設置された記名兼誘導看板は、特別史跡の場所を明示する施設として、必要に応じて補修等を行い維持する。 史跡入口広場は利用者の駐車スペース等として当面は遺構に影響を及ぼさない範囲で現状を維持する。ただし、史跡及び当該地区の活用・整備に際しては、遺構の整備対象地とし、駐車機能は地区外に移す。
農地及び農業関連施設	追加指定及び公有化に着手するまでの間は、遺構や良好な農地景観に影響が無い範囲で、現状を維持する。遺構に影響を与えるおそれがある転作は行わないよう協力を求める。 近年改修済みの水路等関連施設は当面現状を維持し、補修等に際しては既存の掘削範囲内に収めるものとする。将来的には、関係者と協議し、史跡の保存活用に影響を及ぼさない地点への移設・撤去などを検討する。
墓地	新たな墓石を新設するなどの現状の改変は避けるよう関係者に協力を求め、当面は現状を維持する。また、追加指定の同意にむけて関係者の理解と協力を求めていくものとする。 II A地区の追加指定が実現した際には、一体的な史跡整備活用のために、関係者と協議し、移転も視野に入れて取り扱いを検討する。
道路等構造物	追加指定までは、道路の補修等は、現道路敷きに収まる範囲で行い、かつ、遺構・遺構面に影響を及ぼさないよう配慮することとする。路面の舗装は現状の土舗装を維持するよう関係機関との意思の疎通を図る。また、道路敷きが指定地側へ越境しないよう指定地との境界を明示する。 追加指定後は、史跡整備に際して付け替え等を検討する。特に、伽藍地を分断する町道は、史跡の一体的保存と活用に支障となるものであり、早期の移設が望まれる。そのため、町道利用者を含めた関係者・関連部署との協議を行い、移設等にむけての条件整備を整えていく。

8-6-2 II B地区の保存管理の方法

① 保存管理の方針

下斉尾官衙遺跡の範囲であり、これまでの発掘調査により郡衙関連とみられる官衙の遺構が確認され、これに連続する遺構の存在も想定される地であるため、指定地に準じた地区として取り扱う。農地については、発掘調査等の各種調査を実施し、遺跡の性格や史跡として保護すべき範囲の確定に努めるとともに、史跡指定に取り組み、公有化を目指す。住宅地については、古くからの生活拠点となっているため、住民生活との調整が欠かせない。当面は遺構及び遺構面の保存を図りながら、史跡と調和した良好な景観の保全に努める。遺構や遺構面の保存に影響を及ぼすおそれのある開発行為等については、現状保存に向けた協議を行うなど、周知の埋蔵文化財包蔵地として適切に対応する。町有地については、当面は現状を維持するとともに、説明板の設置等により遺跡の周知に努める。史跡指定後は、両史跡指定地と一体的な保存活用を図る。

② 要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
官衙に関わる遺構・遺物	これまでの調査等で確認された遺構及び遺構面をはじめ、地中に遺存している遺構・遺構面の保存に努める。 出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。 公有地については、当面は日常的管理により、現状を維持する。民有地については、遺構及び遺構面の確認に努め、その保存に向けての理解と協力を得る。
遺構と一体となった土地 (地形等)	史跡指定を目指す地区として位置づけ、当面は原則として現状を維持し、土地の形質の変更等を行わないよう協力を求める。 地権者の協力を得て史跡指定した後は、住民生活や農業生産との調整しながら可能な地の公有化を段階的に進め保存活用を図る。
副次的価値を構成する諸要素	
官衙成立以前の遺構・遺物	原則として現状保存に努める。出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
その他の諸要素	
広場	調査後公有化された広場は、調査や史跡指定・公有化等により保存活用の条件が整うまでは現状を維持するとともに、遺構説明板の設置等により遺跡の周知に努める。
農地及び農業関連施設	遺構・遺構面に影響が無い範囲で、現状の良好な農地景観を維持する。遺構に影響を与えるおそれがある転作は行わないよう協力を求める。既存の倉庫の改築等は遺構等に影響が無いよう、また新築は行わないよう協力を求める。 近年改修済みの水路等関連施設は当面現状を維持し、補修等に際しては既存の掘削範囲内に収める。やむを得ず拡大する場合は遺構等に影響が無い範囲で行うものとする。
宅地関連施設	既存住宅の建築物・工作物の改築等や、地下埋設物の改修等に際しては、遺構・遺構面や景観保全に影響が無い範囲で行うよう協力を

	求める。
その他道路等	生活等に必要道路は、当面は現状を維持する。道路の補修等に際しては、現道路敷き内に収まる範囲内で行い、かつ、遺構・遺構面に影響を及ぼさないよう配慮することとする。将来的に官衙ブロックの整備活用上支障を来たすようになった場合は、移設等も含めた取り扱いを検討する。 木竹は当面は適切に維持管理し、良好な緑地を形成するよう協力を求める。 電柱・電線類は公益的施設として当面は現状を維持する。

8-6-3 III A地区の保存管理の方法

① 保存管理の方針

III A地区は、官衙関連遺構や斎尾廃寺の寺辺地に関わる遺構の存在が想定される地区である。これまでほとんど発掘調査がなされておらず明瞭な遺構は未検出であることから、計画的な発掘調査によって遺構の有無や内容の確認に努める。寺院や官衙に関連する重要な遺構が検出された場合は、遺構・遺構面等の保存に取り組むものとする。そして、可能な地から史跡指定等を目指し、確実な保護策を講じるものとする。史跡指定後は、指定地と一体的な保存活用を図る。

この地区の多くを占める芝畑部分については、収穫のたびに少しずつ地表面が剥ぎ取られていることから、まず遺構面の高さの確認調査を実施し、遺構の保存に支障の無い範囲での栽培にとどめるよう、耕作者の理解と協力を求めていく。

② 要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
官衙・寺院に関わる遺構・遺物	遺構及び遺構面の確認に努め、関係者の理解と協力を得て、その保存に取り組む。出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
遺構と一体となった土地（地形等）	原則として現状を維持するよう協力を求める。官衙や寺院に関連する重要遺構が検出された土地については、地権者の協力を得て、可能な限り史跡指定・公有化を目指す。
副次的価値を構成する諸要素	
官衙成立以前の遺構・遺物	遺跡の評価に重要なその他の遺構が確認された場合は、原則として現状保存に努める。出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
その他の諸要素	
農地及び農業関連施設	重要遺構が確認された場合を除き、遺構・遺構面に影響が無い範囲で、現状の良好な芝畑を中心とした農地景観の維持を図る。 その一環として、景観法等関連法令による規制を実効性あるものにするとともに、有効な条例等の制定も検討する。遺構に影響を与えるおそれがある転作は行わないよう協力を求める。 既存の倉庫の改築等は遺構等に影響が無いよう、また新築は行わないよう協力を求める。

	近年改修済みの水路及び農業用配水管は当面は現状を維持し、補修等に際しては既存の掘削範囲内に収めるものとし、やむを得ず拡大する場合は重要遺構に影響が無い範囲で行うものとする。
その他道路等	<p>生活等に必要道路は現状を維持する。道路の補修等は現道路敷き内に収まる範囲で行い、かつ、遺構・遺構面に影響を及ぼさないよう配慮することとする。やむを得ず拡大する場合は事前の協議等を行い、重要遺構に影響が無い範囲に留める。官衙ブロックの整備活用上支障を来たすようになった場合は、移設等も含めた取り扱いを検討する。</p> <p>木竹は当面は適切に維持管理し、良好な緑地を形成するよう協力を求める。</p> <p>既存の送電線鉄塔は史跡周辺の景観には馴染まないものであるが、当面は現状維持とする。将来的に改修等の時期には地区外への移設等を関係機関に求める。</p>

8-6-4 ⅢB地区の保存管理の方法

① 保存管理の方針

当地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地の伊勢野遺跡の範囲であり、両史跡と同時代の建物跡等が確認されているが、面的調査はなされておらず詳細は不明である。当地区については、両史跡との関係を解明するための調査を計画的に実施し、遺構の分布状況を把握し、遺跡の性格を解明したうえで、遺構の保存と現在の農地としての土地利用との調整を図る。基本的には地下遺構の保存に配慮しながら、農地としての土地利用を今後も継続する地として位置づける。ただし、官衙や寺院に関連する重要遺構が確認された場合には、地権者の協力を得て史跡指定等の保存措置を講じる。

② 要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
古代の遺構・遺物	遺構及び遺構面の確認に努め、関係者の理解と協力を得て、その保存に取り組む。出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
遺構と一体となった土地 (地形等)	原則として現状を維持するよう協力を求める。官衙や寺院に関連する重要遺構が検出された場合は、地権者の協力を得て史跡指定等を目指す。
副次的価値を構成する諸要素	
官衙成立以前の遺構・遺物	遺跡の評価に重要なその他の遺構が確認された場合は、原則として現状保存に努める。出土遺物の適切な保存活用を図る。
その他の諸要素	
農地及び農業関連施設	重要遺構が確認された場合を除き、遺構・遺構面に影響が無い範囲で、現状の良好な農地景観の維持を図る。遺構に影響を与えるおそれがある転作は行わないよう協力を求める。

	<p>既存の倉庫の改築等は遺構等に影響が無いよう、また新築は行わないよう協力を求める。</p> <p>水路等関連施設、農業用配水管、倉庫等施設内配管類は、補修等に際しては既存の掘削範囲内に収めるものとし、やむを得ず拡大する場合は重要遺構等に影響が無い範囲で行うものとする。</p>
その他道路等	<p>生産等に必要道路は現状を維持する。道路の補修等に際しては現道路敷き内に収まる範囲で行い、かつ、遺構・遺構面に影響を及ぼさないよう配慮することとする。やむを得ず拡大する場合は事前の協議等を行い、重要遺構に影響が無い範囲に留める。</p> <p>木竹は当面は適切に維持管理し、良好な緑地を形成するよう協力を求める。</p> <p>既存の送電線鉄塔は規模等において周辺景観に馴染まないものであるが、当面は現状維持とする。将来的に改修等の時期には地区外への移設等を関係機関に求める。</p> <p>電柱・電線類は公益的施設として当面は現状を維持する。</p>

8-6-5 IV地区の保存管理の方法

① 保存管理の方針

当地区は、埋蔵文化財包蔵地である。両史跡と直接的に結びつく遺構は未確認であるが、関連遺構が分布している可能性もあるので、確認調査による遺跡内容の把握に努め、官衙や寺院に関連する重要遺構が確認された場合には、史跡指定等も含めた適切な保存措置を講じる。また、当地区は、両史跡と連続ないし近接した段丘上に位置し、両史跡と一体となった広がりのある農地景観を形成しており、そうした良好な景観の維持に努める。

なお、農業用倉庫等建築物の改修や新築については、事前に協議し、確認調査を行うとともに、両史跡からの見通しを阻害するような位置への新築、現在の良好な景観にそぐわない規模・構造等を伴う建築物の造営は避けるなどの配慮を求める。

② 要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
古代の遺構・遺物	遺構及び遺構面の確認に努め、関係者の理解と協力を得て、その保存に取り組む。出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
遺構と一体となった土地 (地形等)	原則として現状を維持するよう協力を求める。官衙や寺院に関連する重要遺構が検出された場合は、地権者の協力を得て、可能な限り史跡指定等を目指す。
副次的価値を構成する諸要素	
官衙成立以前の遺構・遺物	遺跡の評価に重要なその他の遺構が確認された場合は、原則として現状保存に努める。出土遺物の適切な保存管理と活用を図る。
その他の諸要素	
保存活用施設用地	大高野官衙遺跡の北東側に隣接する公有地（未整備）は、当面は現

	<p>状を維持するが、史跡整備に先立って遺構確認等のための事前調査を行う。その確認調査の結果を踏まえながら、史跡の有効活用を図れる整備を行う。</p>
農地及び農業関連施設	<p>重要遺構が確認された場合を除き、遺構に影響が無い範囲で、現状の芝畑を中心とする広がりのある農地景観の維持を図る。</p> <p>農業用倉庫の新築・改築等は、重要遺構に影響が無い範囲で行うこととし、また、両史跡からの見とおし景を阻害しないよう、周辺の景観と調和した位置・デザイン・規模となるよう協力を求める。</p> <p>水路等関連施設及び農業用配水管は、補修等に際しては既存の掘削範囲内に収めるものとし、やむを得ず拡大する場合は遺構等に影響が無い範囲で行うものとする。</p>
宅地関連施設	<p>住宅の新築・改築等や埋設物の新設・改修等は、重要遺構に影響が無い範囲で行うこととする。また、住宅等の新築・改築等に当たっては、両史跡からの見とおし景を阻害しないよう、周辺の景観と調和した位置・デザイン・規模となるよう協力を求める。</p>
その他道路等	<p>生活・生産等に必要道路は、重要遺構に影響が無い範囲で、現状を維持する。</p> <p>電柱・電線類は公益的施設として現状を維持する。その他ビニールハウス等工作物は景観を損なわないよう配慮を求める。</p>

8-6-6 V地区の保存管理の方法

① 保存管理の方針

当地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれ、水溜り・駕籠据場遺跡など両史跡と同時代の遺構が確認された箇所もあるが、開発によって遺構が消滅している地区である。しかし、両史跡のバッファゾーンとなる地であることから、史跡と調和した良好な景観の維持・形成に努める地区とする。

② 要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
遺構と一体となった土地 (地形等)	原則として現状を維持するよう協力を求める。
副次的価値を構成する諸要素	
地名（駕籠据場）	地名の重要性を周知し、活用面で活かす。
その他の諸要素	
農地及び農業関連施設	現状の農地景観を維持するよう協力を求める。水路や農業用配水管の新設や付け替え・拡幅等、農業用倉庫の新築等は周囲の景観との調和に配慮するよう協力を求める。
宅地関連施設	良好な宅地景観の維持・形成に協力を求める。 建築物等の新築・改築等に当たっては、両史跡からの見とおし景を

	阻害しないように周辺の景観と調和した位置・デザイン・規模となるよう協力を求める。
その他道路等	道路の新設や付け替え・拡幅等に際しては周囲の景観と調和するよう配慮する。 電柱・電線類は公益的施設として現状を維持する。その他ビニールハウス等工作物は景観を損なわないよう配慮を求める。

8-6-7 VI地区の保存管理の方法

① 保存管理の方針

当地区は、谷部の地形で遺跡の分布は未確認である。しかし、両側の段丘部は全て埋蔵文化財包蔵地となっており、それに挟まれた谷部でも遺構・遺物が埋蔵されている可能性がある。今後、特に両史跡の間の谷部等では、史跡に関連する遺構や木簡等の遺物が発見されることも考えられるので、開発等に際しては試掘調査を実施し、遺構・遺物の有無等の把握に努め、その成果によっては、周知の埋蔵文化財包蔵地として適切な保護措置をとるよう県と協議する。また、官衙や寺院に関連する遺構が確認された場合には、史跡指定等の保存措置を講じる。

当地区は、公園及び関連施設用地以外は水田等からなる農地であり、丘陵部の芝畑に対して谷部の水田といった、地形に応じた農地の伝統的な利用形態を示すことから、その土地利用の維持を図り、良好な農地景観を保全するよう努める。また、史跡間など見下ろし景の視対象となる地であり、景観を阻害するおそれのある工作物設置等の規制について協力を求める。水辺公園は史跡見学者の便益施設として維持する。白鳳館（駐車場含む）は、両史跡の便益・案内機能をもつ施設として維持し、必要に応じて機能の拡充等を図る。

② 要素ごとの保存管理の考え方

主要な価値を構成する諸要素	
谷部の地形	原則として現状を維持するよう協力を求める。官衙や寺院に関連する重要遺構が検出された場合は、地権者の協力を得て、可能な限り史跡指定等も含めた適切な保護措置を講じる。
副次的価値を構成する諸要素	
官衙成立前・廃絶後の時代の遺構・遺物	開発行為等で遺構が確認された場合は、遺構に影響が無いよう協力を求める。出土遺物は適切に保存管理・活用する。
その他の諸要素	
公園及び両史跡関連施設用地	水辺公園は、現在の公園としての機能を維持するほか、両史跡の活用等に関わるイベント会場などの用地としても機能するよう図る。白鳳館（駐車場含む）は、両史跡のガイダンスや管理活用拠点、便益施設として積極的な利用が図られるよう維持・整備する。改築等に際しては、両史跡からの見とおし景に配慮し、周辺の良好な景観に調和したデザイン・規模等とする。
農地及び農業関連施設	遺構が確認された際は、重要遺構の場合を除き、遺構に影響が無い範囲で、現状の水田を中心とする地形に応じた農地景観を維持する

	<p>よう協力を求める。</p> <p>営農行為に必要な水路・ため池や農業用倉庫等農業関連施設の改修等にあたっては、可能な限り現状の規模・位置等を踏襲し、現在の良好な景観を阻害しないよう協力を求める。</p> <p>農業用配水管は現状の規模・位置等を維持するよう協力を求める。</p>
宅地関連施設	<p>良好な宅地景観の維持・形成に協力を求める。建築物等の改築や新築等にあたっては、周辺の景観と調和した位置・デザイン・規模となるよう協力を求める。</p>
その他道路等	<p>生活・生産等に必要な道路は現状を維持する。</p>

8-6-8 史跡隣接地区の開発行為の取り扱い

① 史跡隣接地区の位置づけ

史跡隣接地区は、両史跡に関連する重要遺構・遺物がすでに確認されている地区や、重要遺構の分布が濃厚な地区を含んでおり、史跡指定等の措置をも含め遺跡の適切な保存を図るべき対象範囲が多くを占めている。また、埋蔵文化財包蔵地ではない地区や遺構の消滅した地区も一部に含み込んでいるが、これらも両史跡のバッファゾーンとし、史跡隣接地区全体を両史跡と一体をなす面的地域として捉えることで、一帯に広がる良好な農地景観と遺跡とが融合した文化的景観を保全継承していくこともねらいとしている。

そのためには、文化財保護法をはじめとする関連法令等を有効に適用し、また実効性を持たせる必要がある。

② 現況の宅地や農地（農用地区域）等における開発行為に関わる法令

史跡隣接地区は全域が「農業振興地域の整備に関する法律」による農業振興地域、「景観法」「鳥取県景観形成条例」「鳥取県公共事業景観形成指針」による鳥取県景観計画区域に指定されている。また一部は「文化財保護法」による周知の埋蔵文化財包蔵地、「都市計画法」による都市計画区域、「農地法」による農地となっている。史跡隣接地区における開発行為に関しては、以下の法令に基づきその行為の内容によって、関係機関に「報告」や「届出」「許可」などが必要である（5-4 関係法令参照）。

以下ここでは、土地所有者等が史跡隣接地区で生活や生業を行ううえで想定される、遺跡の保存等に直接関わる開発行為とその規制について記載する。

◇文化財保護法

「文化財保護法」では、土木工事等調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合、届出を要する行為としている。ただし、運用上は発掘（＝掘削）に限らず、盛り土等もその対象としており、周知の埋蔵文化財包蔵地であるⅡ～Ⅳ区では、以下の1～4の場合、開発行為に着手をしようとする60日前までに文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、文化庁長官に届け出なければならない。

1. 掘削・造成工事により埋蔵文化財が破壊される場合
2. 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事等によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合

3. 一時的な工作物の設置や盛り土、埋め立ての場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合、また現地で状況を確認する必要がある場合
4. 恒久的な工作物の設置や盛り土、埋め立てにより相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合
(開発行為の詳細は巻末参考資料「鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」参照)

◇農地法・農業振興地域の整備に関する法律

農地において、その転用には許可(届出)が必要であるが、200㎡以下の農業用倉庫等の農業用施設の設置は農業委員会への届出(法第4条の例外)のみが必要となる。田から畑等への農地の転作は届出不要である。500㎡以内の個人用住宅や1000㎡以下の農業用住宅の建設は、農地転用及び農用地区域からの除外決定等の手続きを行う必要がある。

◇景観法・鳥取県景観形成条例

土地の開墾等土地の形質の変更、木竹の伐採、屋外における土石等その他の物件の堆積、13mまたは建築(築造)面積1,000㎡を超える建築物の新築・増築・改築・移転、外観を変更する建築物の修繕や模様替え・色彩の変更は、知事への届出が必要であり、工作物についてもその内容と規模に応じて知事への届出が必要となる。

③ 地区ごとの開発行為等に関する埋蔵文化財の対応方針

史跡隣接地区には、周知の埋蔵文化財包蔵地であるⅡ～Ⅳ区と、遺構の消滅が明らかなⅤ地区、周知の埋蔵文化財包蔵地でないⅥ地区が含まれている。

Ⅱ～Ⅳ区で行われる開発行為については、事前に確認調査を実施する必要がある。このため、直接の担当窓口となる町教育委員会に先ず照会し協議する必要がある。

Ⅴ地区は遺構が消滅しているため、埋蔵文化財の取り扱いはない。

なお、Ⅵ地区については、周知の埋蔵文化財包蔵地でないものの古代の寺院や官衙関連の遺構・遺物が埋蔵されている可能性もあり、周知の埋蔵文化財包蔵地に準じた取り扱いとし、上記の開発行為に際しては、事前に試掘調査を実施する。また、遺跡の有無を確認しないで工事を実施し、工事中に未知の遺跡が発見された場合は、文化財保護法第96・97条により、遺跡の届出・通知や開発行為の停止措置等がとられることもあること等を開発行為者に十分周知し、事前の試掘調査の実施に理解と協力を得るものとする。

153～156頁表8-7に、地区ごとの開発行為に関する取り扱い方等を示す。

④ 開発行為等に伴う埋蔵文化財の取り扱いの流れ

周知の埋蔵文化財包蔵地であるⅡ～Ⅳ地区での開発行為については、町教育委員会は鳥取県との連携のもと、企画・立案等の段階から早期に事業計画を把握する。町・県・国等の行政機関・公共機関による開発行為については、町教育委員会への情報の集積を図る。民間の開発行為については、農地については農業委員会等関連機関との連携を密にして事業計画の早期把握に努める。

開発計画を把握したら保存に向けて開発行為者と協議を行うものとする。開発計画に際してはまず確認調査を実施し、必要であれば記録保存調査または保存目的調査を実施し、官衙や寺院に関連する重要遺構が検出された場合は保存措置を講じることを基本とする。なお、両史跡に準じた重要地区であるⅡA地区とⅡB地区については、地権者等と協議し、現状保存について理解と

協力を得るようにする。

開発行為等に伴う埋蔵文化財の取り扱いの流れの概略を示すと以下のようなになる（次頁参照）。

1. 開発事業関係者による事業計画（企画・立案）の内容の照会→町教育委員会
2. 開発事業者と町教育委員会で当該地区での開発事業の必要性の協議と確認
3. 開発行為地の確認：分布調査
4. 確認調査
 - 5-1. 両史跡に関わる重要遺構や遺物が確認された場合→現状保存のための計画変更協議、及び必要に応じて仮指定等の検討
 - 5-2. 5-1以外の遺構が確認された場合→事業計画変更等の協議→変更不可の場合は発掘届・通知に基づき発掘調査→工事着手または工事立会・慎重工事
 - 5-3. 確認調査で遺跡として確認できなかった場合→工事着手→工事中に遺跡が発見された場合は、遺跡の内容により5-1または5-2へ

なお、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていないVI地区についても、地権者・地業者等の理解と協力を得て、上記の流れに準じた措置をとるものとする。

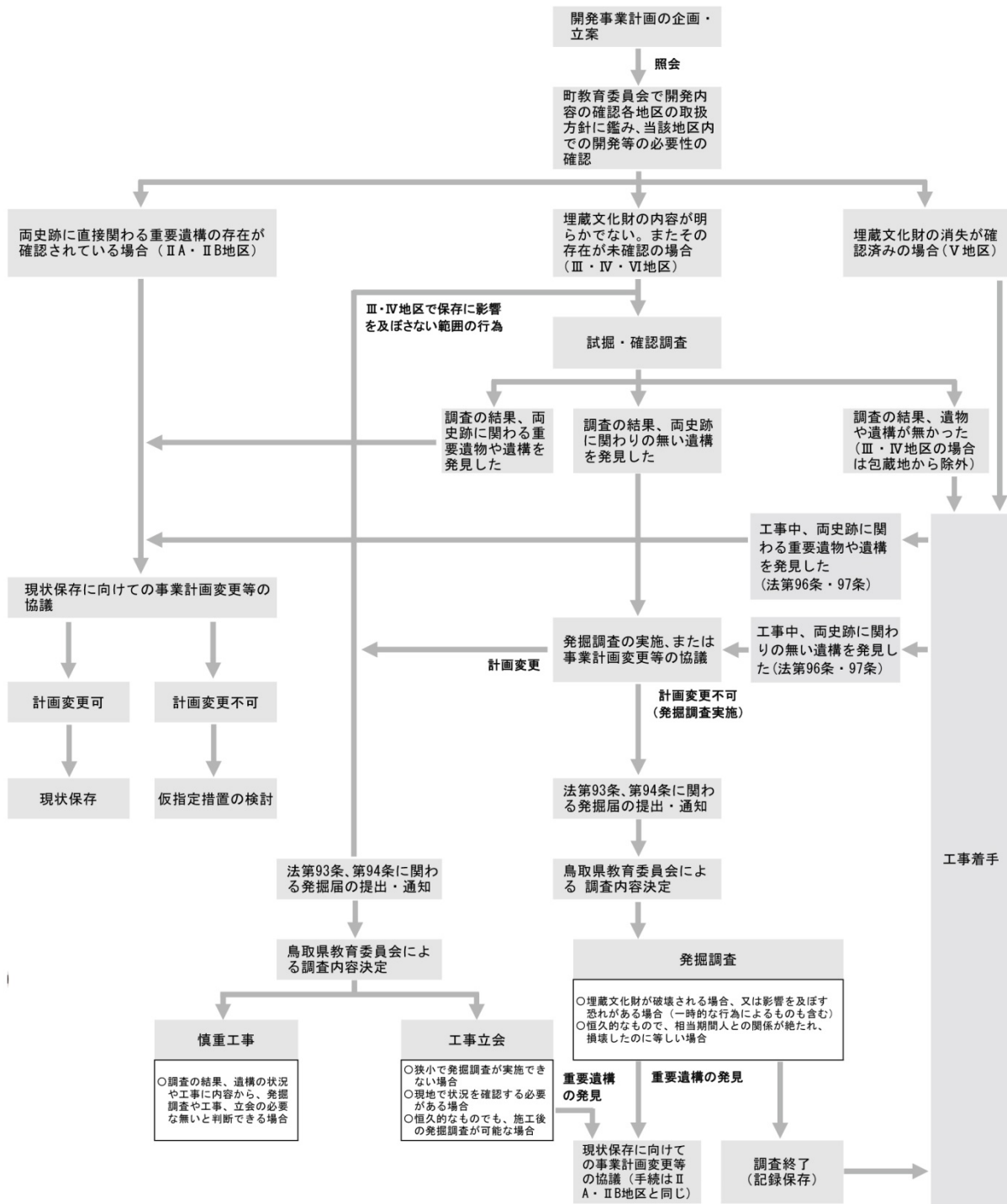


図 8-2 史跡隣接地区内における開発行為に伴う埋蔵文化財の取り扱いの流れ

表 8-7 史跡隣接地区の概要と開発行為への対応

地区名	II A地区	II B地区※	III A地区※	III B地区※	IV地区※	V地区※	VI地区※	備考
地区の性格等	斎尾廃寺寺院地	下斉尾官衙遺跡	斎尾廃寺跡・下斉尾官衙遺跡隣接地	伊勢野遺跡	I～III区以外の周知の遺跡	遺跡消滅地	周知の遺跡ではない地区	※各地区の位置は図8-1参照
土地利用等	史跡入口広場、道路、水路、農地、墓地	広場、農地、宅地、木竹、埋設物(配管等)、道路	道路、水路、農地、宅地、送電線鉄塔、木竹、埋設物(配管等)	道路、水路、農地、農業用倉庫等、送電線鉄塔、木竹、埋設物(配管等)	史跡入口広場用地、道路、水路、農地、宅地、送電線鉄塔、埋設物(配管等)	道路、水路、農地、宅地(業務施設含む)、木竹、埋設物(配管等)	道路、水路、公園・コミュニティー施設(白鳳館)・駐車場、農地、宅地、埋設物(配管等)	
規制関連法令	周知の埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法) 都市計画区域(都市計画法) 農用地区域・農地(農振法・農地法)	周知の埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法) 都市計画区域(都市計画法) 農用地区域・農地(農振法・農地法)	周知の埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法) 都市計画区域(都市計画法) 農用地区域・農地(農振法・農地法)	周知の埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法) 都市計画区域(都市計画法) 農用地区域・農地(農振法・農地法)	周知の埋蔵文化財包蔵地(文化財保護法) 都市計画区域(都市計画法) 農用地区域・農地(農振法・農地法)	都市計画区域(都市計画法) 農用地区域・農地(農振法・農地法)	都市計画区域(都市計画法) 農用地区域・農地(農振法・農地法)	全域：農業振興地域、鳥取県景観計画区域、鳥取県公共事業景観形成指針、埋蔵文化財については、「鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」が定められている。
遺跡の保存方針	全域の追加指定、原則として公有化を目指す。	○公有地は当面は現状で維持管理するとともに、遺構説明板の設置等により、遺構の周知に努める。 ○計画的調査によって官衙関連遺構の分布を確認し、その範囲の史跡指定を目指す。 ○史跡指定後は、農地の公有化を進める。公有化が難しい宅地については現在の土地利用を維持しながら遺構の保存を図る。	○史跡関連の重要遺構が確認された場合は、その分布範囲の追加指定等を目指す。 ○その他は基本的には、遺構に影響を及ぼさない範囲で、現状の土地利用を維持するよう協力を求める。	○重要遺構が検出された場合は、その分布範囲の史跡指定を含め、その保存を図る。 ○その他は基本的には、遺構に影響を及ぼさない範囲で、現状の土地利用を維持するよう協力を求める。	○重要遺構が検出された場合は、史跡指定を含め、その保存を図る。 ○その他は基本的には現状の土地利用を維持するよう協力を求める。	(現状維持)	○遺跡が確認された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。 ○重要遺構が検出された場合は、史跡指定を含め、その保存を図る。その他は基本的には現状の土地利用を維持するよう協力を求める。	
文化財の保存活用以外の開発行為への対応	○史跡指定地に準じる。 ○追加指定と公有化を目指す地区として、現状保存に向けた協議を行う。	○史跡指定地に準じる。 ○地面を掘削する行為等の開発行為に際しては、事前の協議・届出・確認調査等が必要となる。 ○史跡に準じる地区として、現状保存に向けた協議を行う。	○地面を掘削する行為等の開発行為に際しては、事前の協議・届出・確認調査等が必要となる。 ○確認調査等で史跡に関連する重要遺構が確認された場合は、現状保存に向けた協議を行う。 ○遺跡の評価に重要なその他の遺構が確認された場合も原則現状保存に向けた協議を行い、現状保存できない場合は記録保存調査を実施する。	○地面を掘削する行為等の開発行為に際しては、事前に協議を行い、確認調査等により、重要遺構が検出された場合は計画変更等による遺構の保存に協力を求める。	○農地や住宅等の現状の土地利用の維持を基本とし、景観に配慮したものとすよう協議を行う。	○周知の埋蔵文化財包蔵地に準じた事前の協議・試掘調査等が必要な地区として取り扱う。 ○遺跡が確認された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱う。 ○農地に関わる開発行為に際しては、遺構が確認された場合には、遺構に影響が無いよう協力を求める。 ○重要遺構が検出された場合は計画変更等による遺構の保存に協力を求める。		
各要素毎の開発行為の取扱い	建築物・工作物・住宅や農業用倉庫等建築物の新築※1・改築※2・増築・除却、塀等工作物等の新設・改修・撤去 ※1：新築とは更地に新たに建物を建築すること ※2：改築とは従前の建物の用途や規模・構造等が大きく異ならず、新しく建て替えること	○農業用倉庫等の新設は行わないよう協力を求める。 ○墓地は当面は現状維持とし、掘削を伴う墓地の改修等は行わないよう協力を求める。	○既存住宅等の建築物や塀等の工作物の改築・増築・除却・新築は、遺構や景観等に影響が無い範囲で行うよう協力を求める。 ○既存の倉庫の改築等は遺構等に影響が無いよう、また新築は行わないよう協力を求める。 ○やむを得ず倉庫の改築等をする場合、地面を掘削する行為については、事前の協議・届出・確認調査等が必要となる。	○建築物の新築は行わないよう協力を求める。やむを得ない場合は事前の協議・届出・確認調査等を行い、遺構や景観等に影響が無い範囲で行うよう協力を求める。 ○既存の倉庫の改築等は遺構や景観等に影響が無いよう、また新築は行わないよう協力を求める。 ○やむを得ず倉庫の改築等をする場合、地面を掘削する行為については、事前の協議・届出・発掘調査等が必要となる。	○基本的に農地転用による宅地化を行わないよう協力を求める。 ○既存住宅や倉庫等の建築物及び塀等の工作物の改築・増築・除却・新築は、重要遺構に影響が無い範囲に留め、かつ両史跡からの見とおし景を阻害しないよう協力を求める。	○建築物や工作物等の新築・改築は、両史跡からの見とおし景を阻害しない範囲に留め、かつ、良好な景観に悪影響を及ぼさないよう協力を求める。	○建築物や工作物等の新築・改築は、両史跡からの見とおし景を阻害しない範囲に留め、かつ、良好な景観に悪影響を及ぼさないよう協力を求める。	現況農地(農用地区域)における開発行為等の可能性として以下のようなものがある。 ○農業用倉庫等農業用施設※1 ○農地の転作(田から畑、畑から果樹園等)※2 ○住宅建築※3・※4 ○駐車場※3 ○資材置場※3 ○I A・II A地区・I B地区の道路の付け替え等 ※1：200㎡未満は農業委員会へ届出のみ ※2：許可不要 ※3：農用地区域内農地では、農用地区域からの除外(農用地利用計画の変更)及び農地転用手続きが必要 農用地区域外農地では、農地転用手続きが必要 ※4：転用に際しての一般個人住宅は500㎡以内、農業用住宅は1000㎡以内
	農地・農地の切り土・盛り土等の農地改良、作物の変更(転作)	○遺跡の保存・活用以外の土地の形状変更は行わないよう協力を求める。 ○遺構や遺構面に影響を与えるおそれがある果樹・山芋・ゴボウ等への転作は行わないよう協力を求める。			○遺跡の保存・活用以外の土地の形状変更は行わないよう協力を求める。 ○基本的に農地転用による宅地化を行わないよう協力を求める。		○原則として現状を維持するよう協力を求める。	

地区名		II A地区	II B地区	III A地区	III B地区	IV地区	V地区	VI地区	備考
各要素毎の 開発行為の 取り扱い	道路: 補修、拡幅等の改修、付け替え等による新設	○遺跡の保存・活用以外の新設、付け替え、拡幅は認めない。 ○既存道路の補修等は現道範囲内に収まる範囲に留め、かつ遺構・遺構面に影響を及ぼさないよう配慮する。		○原則として遺跡の保存・活用以外の道路の新設・拡幅は認めない。 ○既存道路の補修等は現道範囲内に収まる範囲に留め、かつ遺構・遺構面に影響を及ぼさないよう配慮する。 ○やむを得ず補修範囲が拡大する場合は事前の協議・届出・確認調査等を行い、重要遺構等に影響が無い範囲で認める。				○新設、付け替え、拡幅、修繕は、事前の協議・試掘調査等を行い、重要遺構に影響が無い範囲で認める。	
	水路: 補修等	○遺跡の保存・活用以外の新設、付け替え、拡幅は認めない。 ○既存水路の維持管理上必要な補修等は既存の掘削範囲内に収まるもののみ認める。		○既存水路の維持管理上必要な補修等は、既存の掘削範囲内に収まるもののみ認める。やむを得ず補修範囲が拡大する場合は、事前の協議・届出・確認調査等を行い、遺構等に影響が無い範囲で認める。		○新設、付け替え、拡幅、修繕は事前の協議・届出・確認調査等を行い、重要遺構に影響が無い範囲で認める。	○新設、付け替え、拡幅、修繕は景観への配慮を前提に認める。		
	埋設物: 配水管等配管類の改修、設置等	○遺跡の保存・活用以外の新設は認めない。		○原則として遺跡の整備・活用以外の新設は認めない。 ○既存の農業用配水管等の改修は、既存の掘削範囲内に収まる改修のみ認める。やむを得ず補修範囲が拡大する場合は、事前の協議・届出・確認調査等を行い、遺構等に影響が無い範囲で認める。 ○住宅地内の埋設物の改修等に際しては、遺構・遺構面に影響が無いよう協力を求める。やむを得ず既存の掘削範囲を拡大する場合は、事前の協議・届出・確認調査等が必要となる。		○原則として遺跡の整備・活用以外の新設は認めない。 ○既存の農業用配水管等の改修は、既存の掘削範囲内に収まる改修のみ認める。やむを得ず補修範囲が拡大する場合は、事前の協議・届出・確認調査等を行い、重要遺構等に影響が無い範囲で認める。		○新設、付け替え、拡幅、補修は、事前の協議・試掘調査等を行い、重要遺構に影響が無い範囲で認める。	

8-6-9 史跡隣接地区の景観保全と土地利用の誘導

史跡隣接地区は、遺構・遺物等の保存とともに、両史跡をとりまく歴史的・文化的景観の保全・継承が求められる地区である。その重要性について開発行為者をはじめ地元住民・関係者の理解を得ながら、可能な限り現状保存の措置が講じられるように努める。

当地区については、文化財周辺の良い周辺環境の保全を目的とした法令の網はかかっている。文化財保護法に掲げる周知の埋蔵文化財包蔵地としての対処だけでは、開発等に対する土地利用の規制・誘導はできないため、その他の関連する法令の実効性を高めることや、新たな法令の導入、条例の制定等を検討する必要がある。

① 既存の法令等の実効性をもった適用

◇鳥取県景観計画による景観形成基準の遵守

景観形成重点区域以外の景観計画区域における景観形成基準（抜粋）

位置：景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、町並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。

規模：周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。

外観：周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。

色彩：周辺の景観と調和した色彩とすること。

この景観計画は、歴史的な遺産に対する主要な展望地からの眺望を確保するために、その景観の阻害要因となる開発行為等を規制する根拠法令とすることができ、その遵守を働きかける必要がある。

◇農振法・農地法の遵守

農地については農地以外への転用は厳しい規制がある（「農地法第4条農地転用の制限」）が、200㎡以内の倉庫等自家用の農業用施設の設置は農業委員会への届出で可能である（「農地法施行規則第29条第1号」農地の転用の制限の例外）。そのため、史跡隣接地区内における農地転用の届出者に対して、教育委員会への事前相談や良好な景観保全への配慮について農業委員会に指導してもらうなど、関係部署間の情報の共有や協力体制を構築する必要がある。

◇文化財保護法の適用

文化財保護法第128条には環境保全条項が設けられており「必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることができる」とあり、その主旨に沿った対応が求められる。

② 新たな条例の制定等

◇鳥取県景観計画の改正や町独自の景観計画の策定

県の景観計画の中で、両史跡の史跡隣接地区について、建築物・工作物の設置などの開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積*等の規制を図る景観形成重点区域に指定するよう働きかけることが、景観保全を積極的に進めていくうえで有効である。そして、地域の特徴を踏まえた景観計画を着実に推進していくためには、琴浦町が景観行政団体となって景観条例・景観計画を策定することが求められる。

また、良好な農地景観の保全策として、景観計画区域内の農業振興地域を対象に、「景観農業振興地域整備計画」を定め、景観と調和のとれた農地への誘導を図ることも検討すべき課

題である。この景観農業振興地域整備計画は、計画区域内の良好な景観を維持した農地の管理や景観作物の共同栽培など地域全体の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方、農用地・農業用施設等の整備・保全の方向、景観形成に資する棚田石垣や水路の護岸の修繕等の具体的な事業・活用について定めるもので、両史跡周辺の良好な農地景観を保全する効果が期待できるものである。

※物件の堆積：屋外での土石、廃棄物、再生資源その他の物件を堆積すること。



(出典：「景観農業振興地域整備計画の概要」(農林水産省)
http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_keikanho/)

図 8-3 景観計画と景観農業振興地域整備計画による農地保全のイメージ

◇文化財の周辺環境保全のための条例等の制定

史跡等文化財の周辺環境を保全するためには、条例等による両史跡のバッファゾーンとしての周辺環境の保全策も検討する必要がある。例えば、京都府や京都市の文化財保護条例にみられるように、指定等文化財の周辺に「文化財環境保全地区」を指定し、地区内での行為の届出等を義務化する条文を追加することが考えられる。

また、遺跡の取り扱いで、「重要遺跡」等の区分を設け、開発行為に際してさらにきめ細かい取り扱い要領等を取り決めることなども検討する必要がある。

8-7 発掘調査と史跡指定及び公有化の方針

8-7-1 発掘調査計画

I A地区（特別史跡齋尾廃寺跡指定地）については、活用・整備のための発掘調査を行う。齋尾廃寺の伽藍地については、金堂・塔・講堂といった主要伽藍の基壇が地上に土壇として痕跡を留めているが、これまでに通常の発掘調査が行われていないこともあって、それぞれの基壇の規模・構造や伽藍地内の遺構面の深さ等が明確になっていない。そのため、遺構の確実な保存や整備・活用を進めるうえで必要な情報を得るため、最小限の発掘調査を計画的に行うこととする。

I B地区（史跡大高野官衙遺跡指定地）は、八橋郡衙の正倉院であることが判明しているが、正倉院内部の建物配置状況、出入り口部の詳細、東部の掘立柱塀による区画の様相や時期など未確認の点が残されている。史跡の活用・整備にあたっては、それらの情報を得るため、必要最小限の調査を計画的に進めることとする。

II A地区は、特別史跡齋尾廃寺跡の指定地に含まれていない伽藍地及び付属院地を合わせた齋尾廃寺寺院地にあたる。この地区では、伽藍地を囲むとみられる溝などの区画施設や寺院地を囲むと推定される外周区画溝などが検出されており、指定地と同等の価値を有する地区であることが判明している。しかし、伽藍地を囲むと考えられている土塁状の高まりの性格、中門の位置・規模・構造、付属院地内に想定される僧房等の諸施設の配置状況、寺院地の門の有無など未確認な点が多い。また、芝生栽培による地表面の低下で、遺構・遺構面への影響も危惧される。そこで、齋尾廃寺跡の遺構・遺構面の確実な保存を図るとともに、史跡の価値をさらに高め、今後の追加指定や活用・整備を進めていくための基本的情報を得ることを目的として、地権者の協力を得ながら、発掘調査を計画的に実施する。

II B地区（下齋尾官衙遺跡）は、官衙施設の広がりが見込まれる地区である。これまでに官衙域の北東部の官舎や外周区画溝等が確認されており、その特徴から八橋郡衙の主要施設にあたる可能性が高いと考えられている。郡衙の主要施設には、正倉・郡庁・館・厨家等があるが、大高野官衙遺跡に所在する正倉院以外については、その位置や内容が不明であり、本遺跡の実態解明や遺構の保存は、史跡大高野官衙遺跡の価値を高めるうえでも大きな意義を持つ。

そこで、下齋尾官衙遺跡の公有地西側の農地部分等について、所有者の同意と協力を得て計画的に発掘調査を実施し、関連施設の広がりや実態の把握に努める。

III A地区は、齋尾廃寺の寺院地の周縁部にあたる。この地区には寺院関連施設等が分布する寺辺地が広がっているとみられる。今後の史跡の活用・整備のうえから、この寺辺地における遺構分布状況やその範囲を確認するための確認調査も計画的に進める。また、下齋尾官衙遺跡に隣接する地区については、官衙関連施設が広がっている可能性もあるため、地権者の協力を得ながら、II B地区の調査と調整しつつ農地等を対象に範囲確認調査を計画的に実施し、早期に官衙関連施設の分布範囲や官衙の性格を確定するよう努める。

III B地区（伊勢野遺跡）については、両史跡と併存する大型の掘立柱建物などが検出されているが、その関連遺構の広がりや性格は明らかになっていないため、その周辺を中心として計画的に確認調査を行う。また、開発行為が計画された場合には、確認調査を行い、状況に応じて面的な調査を実施することとする。

IV地区については、開発行為が計画された場合には、確認調査を行い、状況に応じて記録保存調査あるいは保存目的調査を実施することとする。

VI地区については、開発行為が計画された場合には、地権者の協力を得て、試掘調査を実施し、埋蔵文化財の所在が確認された場合は、必要に応じて記録保存調査あるいは保存目的調査を行うこととする。

表 8-8 地区別発掘調査計画概要

地 区	優先順位	調査対象等
I A地区：斎尾廃寺跡指定地	計画的に実施	活用・整備のための最小限の発掘調査 基壇の規模・構造、及び鐘楼・経蔵、中門（指定地外か）等未検出の遺構の確認等
I B地区：大高野官衙遺跡指定地	計画的に実施	活用・整備のための未確認部分の最小限の発掘調査 正倉院内部の建物配置状況の確認、出入口部の詳細、塀による区画の南辺の位置確認等
II A地区：史跡外の斎尾廃寺寺院地	計画的に実施	確認調査 内郭（伽藍地）及び外郭（寺院地）を区画する関連施設の確認、門、僧房等の確認
II B地区：下斉尾官衙遺跡	農地等を対象として計画的に実施	確認調査
III A地区：II・V地区を除く下斉尾I号遺跡北区	II B地区の調査と調整しながら確認調査を計画的に実施	遺構の分布状況を確認する確認調査
III B地区：伊勢野遺跡	古代の建物遺構検出地点周辺の確認調査を計画的に実施	開発等に際して確認調査を実施 大型建物及び周辺の確認調査
IV地区：II・III地区以外の周知の埋蔵文化財包蔵地	開発等に際して随時実施	開発等に際して確認調査を実施
V地区：遺構消滅地	—	
VI地区：I～V地区以外	開発等に際して随時実施	開発等に際して試掘調査を実施 古代官道等の遺構、谷部での遺存が想定される木簡等遺物の有無確認

8-7-2 齋尾廃寺跡の追加指定と公有化

齋尾廃寺跡については、現在、伽藍地の一部が指定されているだけである。これまでの調査で、この指定地の広がる伽藍地及び付属院地の範囲がほぼ明らかにされており、齋尾廃寺跡の遺構の確実な保存や史跡の価値を高めるために、特別史跡と同等の価値を有する寺院地全域の追加指定を目指すものとする。なお、この追加指定を目指す寺院地の範囲（ⅡA地区）には、遺跡の保存と活用の点から、寺院地外周画溝の外側約5m程の範囲も含めるものとする。追加指定後には原則公有化を計画的に進めるものとする。

8-7-3 下斉尾官衙遺跡の史跡指定と公有化

下斉尾1号遺跡A地区南西部は、当初は開発に伴う記録調査対象地に含まれていたが、官衙ブロックの東北部にあたるとみられる遺構が検出され、郡衙関連施設の可能性がある重要遺跡であることが判明した。そのため、この官衙遺構の検出された地区は公有化し、盛り土を施して遺構・遺構面を保護し、現在は広場として利用している。この官衙ブロックは、調査地の西方・南方にも広がると推定されることから、その想定範囲を下斉尾官衙遺跡とし、積極的な保護策をとることとする。この下斉尾官衙遺跡は古くからの集落域に含まれているが、農地等の確認調査によって、官衙関連施設の分布範囲や性格を確定したうえで、史跡指定を行い、公有化を段階的に進めるものとする。

8-7-4 Ⅲ地区における史跡指定等

ⅢA地区は、齋尾廃寺跡と下斉尾官衙遺跡に隣接し、両遺跡に関連する遺物が出土しており、齋尾廃寺の寺辺地や郡衙に関わる遺構の存在が推定される地である。よって、今後の調査で史跡関連の重要遺構が発見された場合は、地権者等の理解と協力を得て史跡指定等を図る。

ⅢB地区（伊勢野遺跡）でも史跡と同時代の遺構が検出されていることから、今後重要遺構が確認された場合は、地権者等の協力を得て史跡指定等を目指すものとする。

